

質問事項

1. 廃棄物の削減、リサイクル等の適正処理に対する環境省の基本的な考え方及び施策についてかいつまんでご教示いただきたい。

(回答)

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、13 年 1 月に施行された。また、同法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を平成 15 年 3 月に策定した。このほか、廃棄物処理法に基づき、平成 13 年 5 月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、平成 15 年 10 月に「廃棄物処理施設整備計画」を策定したところ。

環境省としては以下のような施策を行っている。

- ・中央環境審議会において御議論頂いている点を踏まえ、一般廃棄物の分別収集や、有料化の在り方のガイドライン作成について検討。
- ・これまでに、各種リサイクル法の整備として、容器包装リサイクル法（平成 12 年 4 月完全施行）、家電リサイクル法（平成 13 年 4 月完全施行）、食品リサイクル法（平成 13 年 5 月完全施行）、建設リサイクル法（平成 14 年 5 月完全施行）、自動車リサイクル法（平成 17 年 1 月完全施行）を整備。
- ・今後、法律で定められたそれぞれのリサイクル法の見直しを通じて、一層のリサイクルの推進を図る。
- ・累次の廃棄物処理法の改正により、廃棄物等の適正処理の一層の推進を図っているところ。
- ・産業廃棄物の不法投棄の防止のため、不法投棄撲滅アクションプランを本年 6 月に策定するなど、強力な取り組みを進めているところ。
- ・廃棄物行政における国の責務や、国と地方の三位一体の改革の議論も踏まえつつ、補助要件を改正し、廃棄物処理施設の効率的・効果的整備を促進。

２．現行の廃棄物処理法においては、廃棄物の定義及び区分（廃棄物処理法第二条）が非常に厳しく、返って廃棄物の適正処理の促進、リサイクルの促進を妨げているのではないかとの声もあるが、環境省の考え方を、ご教示いただいきたい。（これまでの検討経緯及び今後についても言及されたい）

（回答）

廃棄物の定義及び区分については、平成１４年１１月の中央環境審議会による意見具申（「今後の廃棄物・リサイクル対策の在り方について」）において、

- １．不適正処理が後を絶たない現状から、不要物であるリサイクル可能物も含め、不要物全体を廃棄物として制度的な管理下に置くことが必要であること。
- ２．リサイクル可能物を廃棄物から除外すべきという指摘については、中古品や二次原料などとして適正な管理がなされているものを除けば、リサイクル名目での不適正処理事例が多発していること等に鑑み、リサイクル可能物を廃棄物の定義から除外するのではなく、リサイクルに係る廃棄物処理法の規制の在り方を合理化することについて検討することが必要であること。

とされたところであり、

これを受け環境省では、平成１５年の廃棄物処理法の一部改正において、

○拡大生産者責任に基づく広域的なリサイクルについて、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする広域認定制度を創設したところであり、平成１６年１０月末現在、自動二輪メーカーやパソコンメーカーによる広域的な処理についてのべ５０件（産業廃棄物３４件、一般廃棄物１６件（一部両方の認定を取得している者有））が当該制度の認定を受けているところ。

○産業廃棄物処理施設において処理することのできる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該産業廃棄物処理施設において処理する場合、都道府県知事に届け出ることによって、その処理施設を一般廃棄物処理施設として設置できる制度を創設し、リサイクルの推進を図っているところ。

環境省としては、今後とも、リサイクル可能物を廃棄物から除外するのではなく、適正処理の観点から必要な規制は行いつつも、許可の特例制度（再生利用認定制度、広域認定制度）等を活用することにより、良質なリサイクル市場を確立することが重要と考える。

3．廃棄物の定義及び区分が現行定義のままであったとしても、廃棄物の処理が更に適正かつ迅速に行えるように新たな施策を措置する等が必要と考える、特に以下の点について環境省のお考えをご教示いただきたい。

(ア) 無価あるいは逆有償となるものであってもリサイクルできるものあるいはリサイクルされることが確実なものについては、新たに担保用件を設定する等して、収集・運搬について廃棄物処理法の適用外とすべきとの要望が各種寄せられているが、環境省のお考えをご教示いただきたい。

例えば、

- 建設工事現場から発生するコンクリートの塊を建設資材とするために、処理施設まで運搬する場合。
- 建設廃材等の木くずで、炭の原材料となる木くずを運搬する場合。
- バイオマス発電の原料となる廃材等の収集、運搬を行う場合。

(回答)

廃棄物処理法が有償譲渡ができない物を廃棄物として規制を及ぼしているのは、有償譲渡ができない物については、たとえそれが最終的にリサイクルされるものであったとしても、今その物を占有している者にとっては価値がなく、市場で取引されていくことも期待できない以上、ぞんざいに扱われ環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。

例えば、上記事例においてコンクリートの塊や木くず等の建築廃材は、少なくとも処理施設まで収集・運搬する者にとっては価値のあるものでないため、この収集運搬過程における取扱いについて何も規制を及ぼさないような場合には、運搬コストを下げるなどの理由から、不適正な方法で処理されるおそれがある。

したがって、廃棄物について、後にリサイクルされることを理由に廃棄物の定義そのものから除外することは不適切である。

一方、廃棄物処理法においては、優良かつ健全なリサイクルを促進する観点から、(前述したとおり) 廃棄物として不適正処理を防止するための規制を及ぼしつつ、手続を合理的にする規制緩和措置を講じている。

具体的には、国が行う措置として、生活環境保全上支障がない再生利用について、環境大臣の認定により廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可を不要とする再生利用認定制度が設けられており、廃ゴムタイヤをセメント原料として使用する場合や廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石の還元剤に用いる場合などについて認められている。さらに、拡大生産者責任に基づく広域的なリサイクルについて、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする広域再生利用認定制度を設けており、自動二輪メーカーやパソコンメーカーによる広域的なリサイクルの取組みが認められている。

また都道府県等が行う措置として、都道府県知事等が再生利用が確実な廃棄物の処理を個別指定することにより廃棄物処理業の許可を不要とする特例が設けられ、各都道府県等の特性に応じたりサイクルの促進のために利用されているところである。

(イ) 規制改革・民間開放推進三か年計画に記載された、以下について現在までの検討についてご教示いただきたい。

- 貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に関する解釈の明確化
- 企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し
(排出事業者の補助者として認められる範囲の明確化)
- 廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

(回答)

都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証中。今年度中に措置を実施すべく通知を発出することとしている。

4．廃棄物の削減促進に関して、地方自治体が個々に行っている一般廃棄物の有料化について環境省の考えをご教示いただきたい。また、「平成１７年度 環境省重点施策」に記載の「有料化や分別収集に関するガイドラインの作成」について、詳細をご教示いただきたい。

（回答）

一般廃棄物の発生抑制対策を含め、循環型社会形成の目指した今後の市町村による一般廃棄物処理のあり方について、現在、中央環境審議会において御審議いただいているところ。これまでの審議の中で、発生抑制、再使用を推進するため、有料化ガイドラインの策定等を通じて市町村を支援することにより、国の方針として地域の実情を踏まえつつ有料化を推進すべきとの御意見をいただいております、環境省としては同審議会の今後の意見具申を踏まえての施策を展開することとしている。

有料化の導入促進策については今後検討していくこととなるが、例えば、手数料の料金設定や徴収方法、不法投棄の防止に関する考え方などを整理する必要があると考えられる。

一方、分別収集についても、同じく同審議会において、我が国全体として最適な一般廃棄物処理・リサイクルシステムを構築していくため、国において標準的な分別収集区分や再資源化・処理方法の考え方を提示すべきとの御意見をいただいているところであり、今後、当該意見を踏まえてガイドラインの作成について検討しようとしているもの。具体的には、再生利用の対象とならない廃プラスチックについては、今後は直接埋立は行わず、焼却し熱回収する方針とすること等が考えられる。

5．最終処分場の適正化について

都道府県による一般廃棄物処理施設の建設許可を、単に施設の機能面で判定するのではなく、各地方自治体の廃棄物処理計画及び処理実績を考慮して、都道府県全体の廃棄物処理という観点で、過大施設にならないように総合的に判断して許可を行うよう指導すべきであると思慮するが、環境省のお考えをご教示いただきたい。

（回答）

一般廃棄物最終処分場の埋立残余年数は約 12 年と産業廃棄物に比べて長いとのデータは事実であるが、これは地域によってきわめて偏在しており、特に残余年数に余裕のある東京都等の影響が大きい。

一般廃棄物最終処分場は、平成 13 年度末現在で 515 市町村（大阪湾フェニックス計画対象地域及び他市町村等の公共処分場のみに埋め立てしている場合を除く。）において全く確保できていない。さらに、不適正な処分場を使い続けている市町村もあり、また、このような背景から、福井県のキンキクリーンセンター株式会社による大規模な不適正処分事案を惹起するところとなっている。このようなことから、市町村における最終処分場の確保が決して十分なものではないということをまず御理解いただきたい。

その上で、個々の一般廃棄物処理施設の規模については、市町村がごみの発生量見込み等に基づいて適切に決定しているところであり、そもそも住民の反対から不必要な規模の施設を設置することは指導を待つまでもなく困難であることもあって、施設規模の過大なものが新たに設置されているという実態はないと認識している。

また、一般廃棄物の処理は市町村の責務とされており、一般廃棄物処理計画を策定し、計画的に処分場を確保することが義務づけられている。このため、最終処分場の規模について、都道府県が二重に審査を行うことは事務の区分上も適切でないと考えられ、従来どおり、都道府県では、届出のあった処分場について周辺地域の生活環境の保全の観点から審査することが適当と考えている。

なお、災害等により一度に大量の廃棄物が発生するケースもあり、都道府県全体として、あるいはさらに広域的に、処分場の容量にはむしろ一定程度の余裕があることが望ましいとの考え方もある。

以 上